

* * * * *

・

* **戸田市ひとり親家庭等日常生活支援事業のご案内** *

・

* * * * *

ひとり親家庭等日常生活支援事業とは

ひとり親家庭のお母さん、お父さん、お子さんまたは一人暮らしの寡婦の方(かつて母子家庭の母であった方)が、一時的な病気や技能習得のための通学などで日常生活に支障があるときに、家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣し、家事や育児をお手伝いする制度です。

派遣を受けられる理由は

- (1) ひとり親家庭の母、父又は児童の一時的な傷病(病気、けが)
 - (2) 一人暮らしの寡婦の一時的な傷病
 - (3) 同居している祖父母の一時的な傷病
 - (4) 母又は父の親族等の冠婚葬祭への出席
 - (5) 母又は父の技能習得のための通学
 - (6) 母又は父の就職活動
 - (7) 母又は父の仕事上の転勤及び出張
 - (8) 母又は父の学校等の公的行事への参加
 - (9) 生活環境が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じているもの
 - (10) 上記に準ずる事由であって市長が必要と認めたもの
- (4)～(8)は、小学生以下のお子さんのみを家に残す場合に限りです。

派遣の内容は

乳幼児の保育、食事や身の回りの世話、住居の掃除、買物及び医療機関等との連絡などです。病気の方の介護は含みません。

派遣の期間は

1時間を単位とし、1月ごとに10日以内です。

費用の負担は

生計中心者の前年(派遣日が1月から7月までの場合は前々年)の所得により、下記のとおり費用負担があります。

利用世帯の区分	利用者の負担額(1時間当たり)
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円
児童扶養手当支給水準世帯(生活保護世帯、市町村民税非課税世帯を除く)	150円
上記以外の世帯	300円

派遣の手続は・・・

この制度は、必要の都度申請することで家庭生活支援員の派遣を受けられる制度です。

申請される方は、「申請書」に必要事項を記入の上、こども家庭支援室まで提出してください。申請にはマイナンバーが必要となります。

その他、必要となる書類を提出していただく場合があります。

なお、申請していただいても、家庭生活支援員の手配の都合が見つからない場合もありますので、ご了承ください。

戸田市こども健やか部 こども家庭支援室

こども家庭相談担当 TEL 048-299-2816